

行田市建設工事等前金払要綱の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(前金払等の請求)</p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p>	<p>(前金払等の請求)</p> <p>第6条 (略)</p>